

葛飾区長 宛て

住所
 団体等名称
 役職名
 代表者氏名

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成承認申請書

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

設置場所		
公衆喫煙所の面積		
助成対象経費	設置経費 ・ 維持管理経費	
設置経費に係る 申請	工事着手予定日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
	助成対象額	円
	助成申請額	円
維持管理経費に係る申請	助成申請期間	初年度 ・ ()年目
		年 月 日 ~ 年 月 日
	助成対象額	円
	助成申請額	円

担当者氏名 _____

連絡先 _____

(裏)

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所
団体等名称
役職名
代表者氏名

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成に関する誓約書

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成の申請に当たり、以下の要件を全て満たしていることに相違ありません。また、要件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は、助成決定の取消しに同意します。

要件	チェック欄
(1) 屋内の公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。 ア 給気のために必要な開口部(がらり及びアンダーカットを含む。)を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。 イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上)等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。	
(2) 排気設備を設け、たばこの煙を屋外に排出することができ、かつ、排気したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。	
(3) 出入口に扉を設けていること。	
(4) 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能である旨及び20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨が分かる標識が掲示されており、かつ、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されていること。	
(5) 一般に開放し、無料で利用できること(おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること)。	
(6) 供用開始の日から5年間(休止期間を除く。)、継続して運営するものであること。	
(7) 区が公衆喫煙所として周知することができる状態にあること。	
(8) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。	
(9) 近隣住人等に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。	
(10) 国、都又はその他の機関から同様の補助等を受けていないこと。	